

視点 家族の形の変化

財政金融委員会 専門員

ふじさわ すすむ
藤澤 進

我が国社会では、少子高齢化の進展に伴い、家族の形態が変化している。夫婦と子供という典型的な世帯は3割強に過ぎず、代わって夫婦のみの世帯、単独世帯が伸びている。当然ながら税制においても社会構造の変化への対応が必要とされる。こうした中で、我が国の所得税は、個人を単位として稼得者ごとに税率表を適用しているが、典型的な家族を念頭に置いていたことは否めない。例えば、給与所得者の場合、基本的には当該稼得者の年間収入に対し、給与所得控除の後、所得控除を行って課税ベースの金額を出し、これに課税金額区分ごとに累進税率を掛け、税額を出してきたが、所得控除は夫婦子2人の世帯を標準に基礎控除(38万円)、配偶者控除(38万円)、扶養控除(38万円)、特定扶養控除(63万円)などを中心に組み立てられている。今や家族の形が流動化しており、所得税の組立てそのものに対し、配偶者控除の存在が女性の本格的な社会参加を阻んでいること、扶養控除が少子化対策としての効果を持っていないことなどの不満が鬱積していた。

そこで注目されているのが所得税へのいわゆる「N分N乗方式」の導入論議である。同方式はフランスで採用されており、家族の構成員(配偶者、子女=原則18歳未満)の所得を合算し、一定の家族除数(第1子、第2子のみ0.5で外は1)で除して、それに税率表を適用する。つまり、夫婦子2人なら、夫婦の所得を足し合わせて3で割ることになる。そこから基礎控除的な性格の「税率不適用所得」を差し引いた額に累進税を適用し、これを3乗したものが税額となる。この方式では、同じ所得であれば家族の数が多ければ多いほど税負担が少なくなり、これが少子化に歯止めをかけたとされている。同国の合計特殊出生率が、一時は1.65まで低下(93/94年)しながら、最近では1.89まで回復(03年)したと伝えられているからである。これには税制上の効果だけではなく、児童手当に相当する補助などが寄与していると思われるが、同出生率が1.25(05年)まで低下している我が国には非常にうらやましい数値である。

この方式に対しては、「結婚したとたんに課税対象が半分になるのは、結婚しない者に対するペナルティーではないか」という批判をはじめとして、同方式と我が国のように3控除を順次差し引いていくのとは結果的に大きく変わらないという指摘や、フランスのように税率が急勾配になっていけば、税率の適用区分が下がる効果もあるだろうが、我が国では課税対象者の多くがフラット化した1番低い税率区分の中に入っているという反論もある。しかし、女性の社会参加を拒むものではないことに加え、子供の数が増えれば税が少なくなるというのは、明確で解りやすい。もちろん、この方式の背景には、同国で夫婦共有財産制が採られており、別財産制である我が国との国情の違いもあるようだが、多少でも少子化の対策としてインセンティブが認められるのであれば我が国としても躊躇すべきではなく、今後十分な研究が必要とされよう。